

【韓国】国会図書館法の改正

専門調査員 海外立法情報調査室主任 石川 武敏

* 2016年12月1日、図書館を取り巻く環境の変化に対応するため、国会図書館法全部改正法律案が国会本会議において可決され、同月16日に公布、施行された。

1 改正の背景と改正点の概要

韓国では国立中央図書館とは別に、国立の議会図書館として国会図書館が置かれ、立法支援活動のほか一般国民向け図書館サービスも行っている。同館は、2017年2月に創立65周年を迎え、国会向け、国民向けにそれぞれ電子情報サービスを充実させ、釜山に資料保存館（分館）を建設する計画を進める（注1）など、動向が注目されている。これと軌を一にして、国会図書館法が2016年12月1日に全面改正され、国会図書館を取り巻く環境に柔軟に対応するための枠組みが整えられた。主な改正点は次のとおりである。

職務について、これまで図書館サービスを通じた立法支援を行うことが基本であったが、今回「議会及び法律に関する情報の調査、回答及び提供」が条文に明記されたほか、議会の活動に関する記録物の収集・評価・活用、立法活動関連文献の書誌の作成・標準化等の新機軸が盛り込まれている（第2条）。また、同館は、国会議員と各分野の専門家とをつなぐ人的資源情報データベースサービスとして「国会ヒューマンネットワーク」（注2）の運営を2014年から試験的に開始したが、その根拠規定も新設され（第8条）、図書館サービスだけでなく、立法調査サービスにも力点を置こうとする姿勢が打ち出されている。

また、柔軟な組織運営のため、従来の室・局・課によらない名称の組織を置くことができるようになった（第5条）ほか、釜山の資料保存館建設計画を念頭に、分館設置の根拠規定も設けられた（第6条）。

資料収集面では、公共機関等については、刊行物2部とともにデジタル・ファイルの納本義務が課せられたほか、オンライン資料の収集の根拠規定が新設された（第7条第1項）（注3）。他の図書館資料と同様の扱いであった博士論文・修士論文の収集について、独立した収集の根拠規定が設けられ、論文2部とデジタル・ファイルの納本が義務付けられた（同条第4項）。

2 国会図書館法の内容

改正された国会図書館法（注4）の全文（附則の一部を除く。）を以下に訳出する。

国会図書館法

（全部改正 2016.12.16 法律第14375号）

第1条（目的） この法は国会図書館の組織、職務その他必要な事項を規定することを目的とする。

第2条（職務）①国会図書館（以下「図書館」という。）は次の各号に掲げる事務を遂行することをもって国会の立法活動を支援する。

1. 図書館資料の収集、整理及び保存、並びに図書館サービスの提供
2. 議会及び法律に関する情報の調査、回答及び提供
3. 国会電子図書館の構築及び運営
4. 国会における議会活動に関連する記録物の収集、整理、保存、評価及び活用
5. 立法活動に関する国家書誌の作成及び標準化
6. 国内外の立法支援機関、他の図書館等との交流及び協力
7. その他議会活動の支援を遂行するのに必要な事務

②図書館は、国会以外の国家機関、地方自治体、公共機関・団体、教育・研究機関（以下「公共機関等」という。）及び公衆に対して図書館サービスを提供することができる。この場合の図書館サービスの対象及び内容は〔別に〕規則で定める。

第3条（公務員の任用）①図書館に国会図書館長（以下「館長」という。）及び必要な公務員を置く。

②5級以上の公務員は国会議長（以下「議長」という。）が任免し、その他の公務員は館長が任免する。ただし、議長は規則で定めるところにより、その任命権の一部を館長に委任することができる。

第4条（館長）①館長は、議長が国会運営委員会の同意を得て任免する。

②館長は政務職とし、報酬は次官の報酬と同額とする。

③館長は、議長の監督を受けて図書館事務を総括し、所属する公務員を指揮・監督する。ただし、図書館事務のうち、人事行政、予算会計、国庫金管理、国有財産管理、物品管理、非常〔事態対応〕計画事務、公職者財産登録事務等に関して、国会事務処法、国家公務員法、国家財政法、国庫金管理法、国有財産法その他これ以外の法令において、国会事務処又は国会事務総長の権限に属する事務として規定されている場合には、この限りではない。

第5条（組織）①図書館の補助機関は、室長、局長、課長とする。ただし、所管業務の特性上、室長、局長又は課長の名称が適当でない場合は、規則で定めるところにより、補助機関の名称を別に定めることができる。名称を別に定めた補助機関については、この法を適用するときには、室長、局長又は課長と読み替える。

②館長、室長及び局長を直接補佐するため、その下に担当官を置くことができ、館長の下に室又は局に属さない課を置くことができる。

③室長は1級又は2級、局長は2級又は3級、課長は3級又は4級の一般職国家公務員（国家公務員法第26条の5の規定により任用された任期制公務員は除く。）として任じ、担当官は2級から4級までの一般職国家公務員（国家公務員法第26条の5の規定により任用された任期制公務員は除く。）又は2級相当から4級相当までの別定職国家公務員として任ずる（注5）。ただし、3級以上の一般職国家公務員として任ずることができる職位（課長又はこれに相当する職位を除く。）のうち、その所管業務の性質上専門性が特に必要だと認められる場合には、その定員の100分の20の範囲内で、規則で定める職位に対して国家公務員法第26条の5の規定による任期制公務員を任用することができる。

④図書館に置く公務員の定員、室・局・課及び担当官の設置、事務分掌その他必要な事項は、規則で定める。ただし、課及びこれに相当する担当官の設置及び事務分掌は、館長が定めることができる。

第6条（分館の設置） 図書館は、第2条の規定による職務の効率的な遂行及び図書館資料の保存・管理等のために分館を設置することができる。

第7条（刊行物の納本等） ①公共機関等が刊行物を発行又は製作したときには、その発行又は製作した日から30日以内にその刊行物2部及びデジタル・ファイルを図書館に納本しなければならない。この場合、図書館は公共機関等のオンライン資料を収集することができる。

②第1項の前段の規定にかかわらず、図書館は、立法活動又は国際交換に必要な資料等、規則で定める図書館資料については10部の提供を要請することができる。

③公共機関等でない者が刊行物（オンライン資料を除く。）を発行又は製作したときには、その発行又は製作した日から30日以内にその刊行物2部を図書館に納本しなければならない。この場合図書館は、納本した者にその刊行物に対する正当な補償を行わなければならない。

④高等教育法第2条の規定による学校及びこれ以外の法律の規定により設立された大学教育課程以上の教育機関において修士の学位又は博士の学位を授与された者は、当該学位論文が刊行された日から30日以内に学位論文2部及びデジタル・ファイルを図書館に納本しなければならない。

⑤館長は納本の実効を上げるため、公共機関等の長に対し協力を要請することができる。この場合、公共機関等の長は特別な事情のない限りこれに応じなければならない。

⑥納本の手続、補償その他の必要な事項は、規則で定める。

第8条（人的資源情報ネットワークの構築） ①館長は立法活動の支援のため、専門性を具備した者の人的資源情報を収集することができる。

②館長は、人的資源情報の収集・管理・活用のため、人的資源情報ネットワークを構築・運営することができる。

③第1項及び第2項の規定による人的資源情報の基準及び範囲〔を定めるの〕に必要な事項は、規則で定める。

第9条（図書館資料の交換・移管及び廃棄・除籍） ①館長は、所蔵資料のうち図書館資料として適合しないと判断される資料がある場合、これを他の図書館、公共機関等と交換し、又は移管することができる。

②館長は、所蔵資料のうち利用価値が失われ、又は汚損された資料がある場合、これを廃棄し、又は除籍することができる。

③第1項及び第2項の規定による交換・移管・廃棄・除籍の基準及び範囲〔を定めるの〕に必要な事項は、規則で定める。

第10条（国会図書館発展諮問委員会） ①図書館の発展、第2条の規定による職務の効率的な遂行及び主要政策の策定等に関する館長の諮問に応ずるため、館長の下に国会図書館発展諮問委員会を置くことができる。

②国会図書館発展諮問委員会の構成及び運営に関して必要な事項は規則で定める。

第 11 条（金品の寄付） ①何人も図書館の施設・図書館資料・運営を支援するために金品を図書館に寄付することができる。

②図書館は、寄付金品の募集及び使用に関する法律第 5 条の規定にかかわらず金品を受け取ることができる。

第 12 条（委任規定） この法において規則で定めるとした事項及びこの法の施行に必要な事項は、議長が国会運営委員会の同意を得て定める。

第 13 条（他の法律の準用） ①この法で規定していない「図書館資料」「図書館サービス」及び「オンライン資料」については、図書館法第 2 条の規定を準用する。

②この法で規定していない「人的資源」については、人的資源開発基本法第 2 条の規定を準用する。

附則（第 14375 号、2016.12.16）

第 1 条（施行日） この法は公布した日から施行する。

第 2 条（一般的経過措置） この法が施行された時点で、従前の国会図書館法による規則・規定・内規・指針・手続その他の行為はこの法によって行われたものとみなす。

（以下、第 3 条（事務分掌機構及び定員等に関する経過措置）、第 4 条（公務員に対する経過措置）は略す。）

注（インターネット情報は 2017 年 1 月 20 日現在である。[] 内は筆者による補記）

- (1) 2016 年 3 月に釜山広域市と国会が国会図書館資料保存館建設に関する業務協約を締結した。それによると、資料保存館は、図書館と文書館に加えて博物館の機能を併せ持つ総事業費 397 億 4300 万ウォン（1 ウォンは約 0.1 円。平成 29 年 1 月分報告省令レート）、延べ面積 13,400 m²規模の建物で、2017 年までに設計を終え、2018 年着工、2021 年開館を目指すという。報道자료(2016.3.28) 「새로운 미래로 도약하는 국회도서관 자료보존관 건립 부산시와 국회, ‘국회도서관 자료보존관 건립에 관한 업무협약’ 체결」 <<http://www.nanet.go.kr/libintroduce/bododata/selectBodoDataList.do>>
- (2) 「국회휴먼네트워크 BETA」 <<http://hn.nanet.go.kr/>>
- (3) 納本義務が公共機関等に限定されている点で、2016 年 2 月の図書館法改正により開始された国立中央図書館へのオンライン資料の納本とは異なっている。国立中央図書館のオンライン資料の納本制度については次の文献を参照。藤原夏人「オンライン資料の納本制度の現在(4)韓国」『カレントアウェアネス-E』No.310, 2016.9.1, E1836. <<http://current.ndl.go.jp/e1836>>
- (4) 「국회도서관법」(国会図書館法) <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1261&PROM_NO=14375&PROM_DT=20161216&HanChk=Y>
- (5) 韓国の国家公務員制度では、主に試験で採用され身分保障のある一般職国家公務員には 1 級から 9 級まで職級があり、数字が小さいほど級が高く、5 級以上が管理職級である。一方、別定職国家公務員とは、任用において実績と資格が問われない代わりに身分保証がなく、秘書官その他法令で指定された特殊な職務に就く公務員をいう。